

「大阪府動物愛護管理推進計画（改定案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和８年２月４日（水曜日）から令和８年３月６日（金曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
- 募集結果：２名から２件（うち公表を望まないもの０件）でした。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している場合があります。

○「動物取扱業の適正化」についてのご意見

ご意見の概要	大阪府の考え方
ペットの販売禁止を希望する。ペットショップそのものをなくしてもらいたい。ブリーダー資格の厳格化。	この計画は、法律等の制定について検討するものではなく、現行の法律等に基づき、大阪府における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。 動物取扱業については、動物愛護管理法で定める基準等に合致しなければ登録されません。また、違反に対する指導に従わない悪質な業者に対しては登録の取消し等の行政処分も可能であることから、同法に基づき適切な指導を行っています。
本計画においては飼養動物と野生動物が一把で思考されているように感じる。飼養動物は啓蒙も効果的と思われるが野生動物については根幹的な手段が必要と感じる。 第一：殺処分減少を口上として野良猫を違法に捕獲し去勢不妊する者が居る。これにより飼い猫が違法に捕獲され損壊される事案は全国後を絶たない。推進計画においては、野良猫の捕獲が犯罪であることを明確に啓蒙すべきでないか。所有者のいない猫は無主物ということであり野生鳥獣である。 第二：野生鳥獣に対する根幹的な対策 本計画 P6 にある所有者のいない子猫の引取頭数について、動物は自然死するものもあり餓死するものもある。子猫は１歳を待たず親猫から追い出され独立するがそうならず過密となり問題が看過できなくなる場合がある。これは人間による継続的な給餌に原因がある。対策として公共の場所での野生動物に対する継続的な給餌に関して行政指導し、従わない場合に過料という内容の餌やり禁止条例を検討してはどうか。	この計画は野生動物を対象としておりません。なお、所有者のいない猫への対策としては、地域住民が合意の上、ルールを定めて猫の飼養管理や不妊去勢手術等を行う活動の普及啓発を実施しており、また、所有者のいない猫対策を行う地域に対して府や市町村、獣医師会等の連携による支援や、所有者のいない猫対策に関する情報発信、飼い猫の屋内飼養についての普及啓発、無責任な餌やりが望ましくないことについての普及啓発を行っています。